

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

えびの市長 村岡 隆明

市町村名 (市町村コード)	えびの市 (452092)
地域名 (地域内農業集落名)	白鳥畑かん地区 (白鳥・末永)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月6日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・本地区は、えびの市の南東部に位置し、標高約250m～310mの緩やかな大地を形成している畑地帯と水田地帯があり、露地及び施設園芸作物、食用米や飼料用米等の水稻作物と繁殖牛等の生産が行われている。
- ・当地区の農地64%について、耕作者が65歳以上となっており高齢化が進んでいる。今後、担い手の確保が急務である。
- ・現在、畑かん事業を実施しており、基盤整備により農作業の効率化を図るとともに、担い手を設定して農地流動化をさらに推進し、担い手農家への集積と規模拡大を図り、経営体の育成を図ることが必要である。
- ・鳥獣被害があるので、被害防止対策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・畑地かんがい事業の区画整理による農作業の効率化と、担い手への農地の集積・集約を図る。
- ・水を有効に活用した新規作物の導入及び規模拡大を推進する。
- ・畑では露地・施設野菜を基幹作物とする高生産経営体の育成を図り、持続的農地の利用と地域農業の振興を目指す。
- ・田では食用米・加工用米や飼料用米の作付けを行う。
- ・鳥獣被害防止柵の設置を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	75.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	75.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・畑地かんがい事業の実施区域とし、今後農地として造成する非農地を含むものとする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・畑地かんがい事業の実施にあわせて、効率的な農地利用について地域内で十分協議を行い、認定農業者等の担い手への農地の集積・集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、段階的に担い手へ集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・畑地帯総合整備事業(担い手育成)を活用し、区画整理、農道の拡幅、新規水源の確保の実現を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・畑地かんがい事業を通じて、地域内の現在の担い手の経営を強化し、後継者の育成・確保を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・担い手や農業生産法人等へ農地の集積を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策のため、鳥獣侵入防止柵の設置を進める。
 ③畑かん事業の完了後は、大型機械等の導入を進めてスマート農業に取り組む経営体の育成も進めていく。
 ⑦地域内の水路や農道等の農業用施設について、地域で協力して保全管理等に取り組む。